

別紙 9 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援

第 1 事業の実施方針

酪農・肉用牛経営の持続的な発展のため、食料・農業・農村基本法（平成十一年七月十六日 法律第百六号）の理念に則り、国際情勢等に影響を受けやすい輸入飼肥料の利用量を減らし、国産飼肥料の利用度合いを高めるため、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料を生産する取組等を支援する。

第 2 事業内容

本事業は、1 及び 2 の事業から構成され、各事業の取組内容及び事業実施手続等については、以下に定めるとおりとする。

- 1 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業
 - ア 全国推進事業 Ⅱに定めるとおりとする。
 - イ 地域推進事業 Ⅲに定めるとおりとする。
 - ウ 都道府県推進事業 Ⅳに定めるとおりとする。

I 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業

第1 事業内容

本事業は、酪農経営者及び肉用牛経営者等が連携し、地域の飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して行う、良質な飼料生産及び飼料の有機栽培を支援することを目的とし、国が予算の範囲内において、交付金を交付する。

第2 事業の支援対象者及び参加要件

- 1 本事業の対象者は、以下の要件を全て満たす地域協議会（農業者の組織する団体を含む。以下同じ。）とする。
 - （1）地域協議会の組織及び運営についての規約及び代表者を定め、運営を行うための事務局を設置していること。
 - （2）事業の実施及び交付金の会計処理を適正に行うことができる体制を有していること。
 - （3）地域協議会の会員は、酪農経営者、肉用牛経営者（生乳を生産しない乳用牛のみを飼養する経営者を含む。以下同じ。）又は酪農経営者若しくは肉用牛経営者で組織された飼料生産組織（以下「酪農・肉用牛経営者等」という。）を基本とし、取組の実施体制に応じて、市町村、農業者団体等が含まれていると。
 - （4）地域協議会は、基本的な環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年農林水産省告示第1412号）に定める、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実施していること。
- 2 地域協議会の会員のうち、事業に参加する酪農・肉用牛経営者等は、次の要件を全て満たすことが見込まれるものであること。
 - （1）酪農経営者については、原則として事業実施年度に年間を通して自らが生産した生乳の出荷実績があること。ただし、新規就農等で事業年度の4月1日時点で生乳を出荷していない場合は、10月1日以降、継続して生乳の出荷実績があること。
 - （2）肉用牛経営者については、原則として事業実施年度において、継続的に牛を飼養し、事業実施年度内に牛の出荷・販売実績があること。
 - （3）飼料生産組織については、（1）又は（2）を満たす酪農経営者又は肉用牛経営者が直接の構成員となっている法人又は集団であって、以下の要件を満たしていること。
 - ア 法人にあつては、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人であること。
 - イ 集団にあつては、次の事項を内容とする規約を有するとともに、飼料生産作業の共同化を図り、共同化事項につき経理を一元化していること。
 - （ア）集団の目的、名称、住所、代表者及び構成員に関する事項
 - （イ）集団の運営及び構成員の役割に関する事項
 - （ウ）集団の会計処理に関する事項

- (4) 酪農・肉用牛経営者等は、事業実施年度において、アに定める飼料作物作付延べ面積を、イに定める飼養頭数で除して得た面積が、ウに定める基準面積以上であること。

ア 飼料作物作付延べ面積

別添 1 に規定する飼料作物作付地において、事業実施年度に飼料作物が作付及び収穫される面積であり、単年性の飼料作物を二期作又は二毛作で作付けする場合にあっては、1 作目の飼料作付面積に、2 作目の飼料作付面積を加えた面積とする。

イ 飼養頭数

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成 15 年法律第 72 号）第 3 条第 1 項の牛個体識別台帳（以下「牛個体識別台帳」という。）に記録されている、事業実施年度の 4 月 1 日における以下の頭数をいう。ただし、新規就農等で事業実施年度の 4 月 1 日時点で牛を飼養していない場合は、事業実施年度の 9 月 30 日における以下の頭数とする。

① 酪農経営者

満 24 か月齢以上の乳用種の雌牛、満 7 か月齢以上の肉用種及び交雑種の牛

② 肉用牛経営者

満 7 か月齢以上の肉用種、交雑種及び乳用種の牛

ウ 基準面積

北海道においては 40 アール、都府県においては 10 アールとする。

- (5) 酪農・肉用牛経営者等は、基本的な環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和 4 年農林水産省告示第 1412 号）に定める、農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実施していること。
- (6) 酪農・肉用牛経営者等は、配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この号において「契約」という。）の締結を継続していること。ただし、事業実施年度の前年度に契約を締結していない場合及び自給飼料への 転換等により配合飼料の利用を完全に中止している場合は、この限りではない。
- (7) 酪農・肉用牛経営者等は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済その他の農業関係の保険への積極的な加入に努めること。

第 3 支援対象の取組及び取組の実施方法

1 支援対象の取組

良質な飼料の生産を最大化する取組（以下「良質な飼料生産」という。）又は飼料を有機栽培する取組（以下「飼料の有機栽培」という。）を支援対象とする。両取組を同一の作付地において実施した場合は、どちらか一方を支援対象とする。

2 取組の実施方法

(1) 良質な飼料生産

地域協議会は、別添2に従い、飼料生産計画を作成し、取組を実施すること。

(2) 飼料の有機栽培

地域協議会は、別添3に従い、有機栽培計画を作成し、取組を実施すること。

取組を実施する酪農・肉用牛経営者等は、飼料の有機栽培について、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に規定する環境負荷低減事業活動計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定（以下「みどり認定」という）を受けていること。

第4 交付対象及び交付金単価

以下の交付対象面積及び交付金単価に従って、酪農・肉用牛経営者等毎に算出した金額の合計金額を地域協議会への交付金額とする。

1 交付対象面積

(1) 良質な飼料生産

飼料生産計画の対象であり、事業実施年度内に作付け及び収穫を行った飼料作物作付地の面積とする（0.1ha未満を切り捨て）。ただし、肉用牛経営者については、10ha以内とする。

(2) 飼料の有機栽培

有機栽培計画の対象であり、事業実施年度内に、有機栽培により作付け及び収穫を行った飼料作物作付地の面積とする（0.1ha未満を切り捨て）。ただし、同じ作付地に対する交付対象期間は最大3年間とする。

2 交付金単価

(1) 良質な飼料生産

150 ha以下の部分：15,000円/ha以内

150 haを超え300 ha以下の部分：15,000円/2.0ha以内

300 haを超える部分：15,000円/2.8ha以内

(2) 飼料の有機栽培

ア 牧草

150 ha以下の部分：15,000円/ha以内

150 haを超え300 ha以下の部分：15,000円/2.0ha以内

300 haを超える部分：15,000円/2.8ha以内

イ 青刈りとうもろこし、子実とうもろこし及びソルゴー（グラスタイプを除く）

150 ha以下の部分：45,000円/ha以内

150 haを超え300 ha以下の部分：45,000円/2.0ha以内

300 haを超える部分：45,000円/2.8ha以内

3 交付金の活用方法

(1) 地域協議会は、交付金を酪農・肉用牛経営者等に配分するほか、飼料生産にかかる共同の取組や本事業の実施に係る経費に充当することができるものとする。

(2) 地域協議会は、交付金の活用方法について、規約等に定めるものとする。

第5 事業の実施手続き

本事業に係る手続きは、酪農・肉用牛産地支援申請管理システム（以下「申請システム」という。）を利用して行うことを原則とし、以下の3から5までの手続きにおいて、別添5、7及び9から16までを使用した提出及び報告に関する手続きについては、申請システムを利用することで実施したものとみなす。

1 参加要件の確認

- （1）飼料生産計画及び有機栽培計画に参加する酪農・肉用牛経営者等（以下、「計画参加者」という。）は、地域協議会に事業参加に係る確認書（別添4）を提出するものとする。
- （2）地域協議会は、（1）で提出された確認書の内容を確認し、参加要件を満たしている酪農・肉用牛経営者等について、計画参加者情報（別添5）を作成するものとする。

2 飼料生産計画の確認

- （1）第3の2の（1）の取組を実施する地域協議会は、地域推進事業実施主体（Ⅲの第1の1に定める推進事業実施主体。以下同じ。）を経由して、又は直接、飼料生産計画の確認依頼書（別添6）に計画参加者情報（別添5）及び飼料生産計画（別添7）を添えて、都道府県に提出するものとする。
- （2）都道府県は、（1）で提出された飼料生産計画の内容を確認し、妥当であると判断した場合は、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、地域協議会に確認結果を通知するものとする（別添8）。

3 事業への参加申請

- （1）地域協議会は、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）が定める期日までに、参加申請書（別添9）に①から⑥の書類を添えて（以下、「参加申請書類等」という。）、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、地方農政局等に提出するものとする。
 - ①地域協議会の規約
 - ②計画参加者情報（別添5）
 - ③飼料生産計画（別添7）又は有機栽培計画（別添10）
 - ④飼料作物作付地情報（別添11）
 - ⑤環境負荷低減の取組のチェックシート（別添12）
 - ⑥都道府県からの確認結果通知（1の（2）の通知）（第3の2の（1）の取組を実施する場合に限る）
- （2）地方農政局等は、（1）で提出された参加申請書類等の内容を審査するとともに、（1）の②の参加者情報に記載された牛個体識別管理者について、牛個体識別台帳に登録されている飼養頭数情報を取得し、第2の2の（4）に定める要件を満たしていることを確認するものとする。
- （3）地方農政局等は、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、地域協議会に審査の結果を通知するものとする。

4 計画の変更申請

(1) 参加申請書類等の内容に変更が生じた場合は、地域協議会は、地方農政局等に速やかに申し出て、地方農政局等の指示に従い、必要に応じて2の飼料生産計画の確認を再度行った上で、地域推進事業実施主体を経由して、又は直接、変更申請書(別添13)を地方農政局等に提出するものとする。

(2) 地方農政局等は、3の(2)に従い、変更内容を審査し、審査の結果を通知するものとする。

5 交付申請及び交付決定

(1) 地域協議会は、計画参加者の取組実施状況を確認の上で作成した取組結果報告書(別添14)及び事業実施年度の取組状況を記載した環境負荷低減の取組のチェックシート(別添12)を交付申請書(別添15)に添えて、地方農政局等に提出するものとする。

(2) 地方農政局等は、(1)で提出された取組結果報告書及び交付申請書の内容を審査し、適当と認められる場合は、速やかに交付決定を行い、地域協議会に通知するものとする。

第6 取組実施状況の確認

1 推進事業実施主体による確認

(1) 地域協議会は、推進事業実施主体(Ⅱ、Ⅲ又はⅣの推進事業の実施主体。以下同じ。)による取組実施状況確認の対象となった場合は、推進事業実施主体の指示に従い、本事業の関係書類を提出し、取組状況を説明する等、確認に協力するものとする。

(2) 地域協議会は、推進事業実施主体から助言・指導を受けた場合は、適切に対応し、その結果を推進事業実施主体に報告するものとする。

2 地方農政局等による確認

(1) 地方農政局等は、必要に応じて地域協議会の取組実施状況の確認を行い、必要に応じて助言・指導を行うものとする。

(2) 地域協議会は、地方農政局等から助言・指導を受けた場合は、適切に対応し、その結果を地方農政局等に報告するものとする。

第7 関係書類等の保存期間

本事業の交付金の交付を受けた地域協議会は、本事業の参加申請及び交付申請の基礎となった証拠書類並びに交付金の活用に関する会計処理記録を、交付金の交付が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

第8 交付決定の取消し

地方農政局等は、本事業の交付金の交付決定を受けた者が、①事業参加申込書又は交付申請書に事実と異なる内容を記載するなど、虚偽の申請を行ったこと、②本事業の参加要件を満たしていないこと又は③取組が適切に実施されていないことが判明した場合には、交付金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。また、これに加え、交付決定の取消しを受けた者に対し、翌年度以降の本事業への参加申請の不受理等の措置を講じることができるものとする。

第9 交付金の返還

- 1 地方農政局等は、第8により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに交付金が交付されているときは、期限を定めて、その者に対して交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 1により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、地方農政局等は、期限を指定してこれを督促するものとする。

Ⅱ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）

第1 事業内容

1 推進事業実施主体

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）の事業実施主体（以下「全国推進事業実施主体」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とし、公募により選定するものとする。

- （１）全国推進事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であって、肉用牛に関する専門的な知識を有し、全国規模での活動が可能であること。
- （２）全国推進事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書及び報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつてはこれらに準ずるもの。）を備えていること。
- （３）主たる事業所が日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。
- （４）農業協同組合連合会、農業協同組合、事業協同組合連合会、事業協同組合、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人又は法人格を有しない団体であつて畜産局長が特に必要と認めるもの（以下「特認団体」という。）のいずれかであること。
- （５）法人等（法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと又は法人等の役員等（法人である場合は役員または営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。
- （６）特認団体の申請をする団体は、第 2 の 1 で定める全国推進事業の実施計画を提出する際、畜産局長の承認を受けるものとする（別添 16）

2 取組内容

I の事業を円滑に実施するため、全国推進事業実施主体は、主として肉用牛関係団体及び肉用牛経営を構成員とする I の第 2 の（１）に定める地域協議会を対象に以下の取組を行うものとする。

- （１）I の事業の周知及び説明会等の開催
- （２）I の第 2 に定める事業への参加要件、第 3 に定める取組の実施方法及び第 5 に定める事業の実施手続きに関する助言及び手続支援
- （３）I の第 6 に定める取組実施状況の確認
- （４）その他、I の事業の推進に必要な業務

3 成果目標

成果目標は、（１）及び（２）のとおり設定するものとする。

（１）事業内容の周知

事業内容を広く周知するため、全国を対象とした説明会の開催を含めた目標を

設定すること。

(2) 地域協議会への指導・支援等

地域協議会への指導・助言及び地域協議会の取り組み実施状況の確認については、各地域（地方農政局等の単位）1件以上となるよう目標を設定すること。

第2 事業の実施方法

1 推進事業実施計画

- (1) 全国推進事業実施主体は、全国推進事業の実施計画（以下「全国推進計画」という。）（別添17を作成し、畜産局長に提出するものとする。）
- (2) 畜産局長は、(1)で提出された全国推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。
- (3) 全国推進事業実施主体は、全国推進計画に変更が生じた場合には、速やかに、変更した全国推進計画を畜産局長に提出するものとする。
- (4) 畜産局長は、(3)で提出された、全国推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。

2 推進事業の実施方法

- (1) 全国推進事業実施主体は、畜産局が示す個人情報の適切な取り扱い等に従い、取組を実施するものとする。
- (2) 全国推進事業実施主体は、畜産局長と協議の上、第1の2の(3)の取組実施状況の確認の対象とする地域協議会を決定し、必要に応じて地方農政局又は都道府県の協力を得て、地域協議会がIの第2から第5までに従い適切に取組を実施していることを確認するものとする。
- (3) 事業実施主体は、(2)の確認が終了した後、速やかに、畜産局長に確認結果を報告するものとする。

第3 実施状況の報告及び事業評価等

- 1 全国推進事業実施主体は、本事業の実施状況の報告（別添18）、事業実施年度の取組状況を記載した環境負荷低減の取組に係るチェックシート（別添12）及び事業評価票（別添19）を、翌年度の7月末までに、畜産局長に報告するものとする。
- 2 畜産局長は、1の規定に関わらず、必要に応じて全国推進事業実施主体に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとし、その際、全国推進事業実施主体は畜産局長の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第4 書類等の保存

全国推進事業実施主体は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

Ⅲ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（地域推進事業）

第1 事業内容

1 推進事業実施主体

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（地域推進）の事業実施主体（以下「地域推進事業実施主体」という。）は、次に掲げる者とする。

- （１）都道府県協議会（都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県等により構成される協議会をいう。以下同じ。）
- （２）やむを得ない事由により、都道府県協議会が実施主体となることが困難な場合にあっては、都道府県の区域をその区域とする農業者団体、都道府県及び地方農政局長の協議により、事業実施主体となることを認められた者

2 取組内容

地域推進事業実施主体は、Ⅰの事業を円滑に実施するため、Ⅰの第2の（１）に定める地域協議会を対象に以下の取組を行うものとする。

- （１）Ⅰの事業の周知及び説明会等の開催
- （２）Ⅰの第2に定める事業への参加要件、第3に定める取組の実施方法及び第5に定める事業の実施手続きに関する助言及び手続支援
- （３）Ⅰの第6に定める取組実施状況の確認
- （４）その他、Ⅰの事業の推進に必要となる業務

第2 事業の実施方法

1 推進事業実施計画

- （１）地域推進事業実施主体は、地域推進事業の実施計画（別添20）（以下「地域推進計画」という。）及び実施見込みを記載した環境負荷低減の取組に係るチェックシート（別添12）を地方農政局等に提出するものとする。
- （２）地方農政局等は、（１）で提出された地域推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。
- （３）地域推進事業実施主体は、地域推進計画に変更が生じた場合には、速やかに、地方農政局等に提出するものとする。
- （４）地方農政局等は、（３）で提出された地域推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。

2 推進事業の実施方法

- （１）地域推進事業実施主体は、畜産局の示す個人情報の適切な取り扱い等に従い事業を実施するものとする。
- （２）地域推進事業実施主体は、地方農政局等と協議の上、第1の2の（３）の取組実施状況の確認の対象とする地域協議会を決定し、地域協議会がⅠの第2から第5に従い適切に取組を実施していることを確認するものとする。
- （３）地域推進事業実施主体は、（２）の確認が終了した後、速やかに結果を地方農政局等に報告するものとする。

3 実施状況の報告

- (1) 地域推進事業実施主体は、推進事業の実施状況（別添 21）及び事業実施年度の取組状況を記載した環境負荷低減の取組に係るチェックシート（別添 12）を、翌年度の 7 月末までに、地方農政局等に報告するものとする。
- (2) 地方農政局等は、(1) の規定に関わらず、必要に応じて地域推進事業実施主体に対し、随時実施状況についての報告を求めることができるものとする。また、報告を受けた実施状況の内容について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、地域推進事業実施主体は地方農政局等の求めに応じて、調査に協力するものとする。

第 3 書類等の保存

地域推進事業実施主体は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

Ⅳ 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（都道府県推進事業）

第1 事業内容

1 推進事業実施主体

地方自治体（都道府県）とする。

2 取組内容

- （1）Ⅰの第5の2に定める地域協議会の飼料生産計画の確認・助言
- （2）地域協議会の取組実施に関する指導及び助言
- （3）地域協議会を対象とした飼料生産技術に関する講習会等を開催
- （4）その他、本事業の推進に必要なこと

第2 事業の実施方法

1 推進事業実施計画

- （1）都道府県は、推進事業の実施計画（以下「都道府県推進計画」という。）（別添22）及び実施見込みを記入した環境負荷低減の取組に係るチェックシート（別添23）を地方農政局等に提出するものとする。ただし、都道府県のみどりの食料システム法の担当課が、事業実施年度の4月1日までに、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループに環境負荷低減の実施見込みを報告する場合は、環境負荷低減の取組に係るチェックシートの提出を省略することができるものとする。
- （2）地方農政局等は、（1）で提出された都道府県推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。
- （3）都道府県は、都道府県推進計画に変更が生じた場合には、速やかに地方農政局等に提出するものとする。
- （4）地方農政局等は、（3）で提出された都道府県推進計画を審査し、その内容が適当と認める場合は、承認するものとする。

2 推進事業の実施

- （1）都道府県は、必要に応じて、地方農政局等から地域協議会のⅠの参加申請書類等及び取組実施状況に関する情報の提供を受けることができるものとする。
- （2）都道府県は、必要に応じて地域協議会に助言・指導を行い、Ⅰの第2に定める事業への参加要件及び第3に定める取組の実施方法に適していないことを確認した場合は、地方農政局へ報告するものとする。

3 実施状況報告

都道府県は、翌年度の7月末までに、本事業の実施状況の報告（別添24）及び事業実施年度の取組状況を記載した環境負荷低減の取組に係るチェックシート（別添23）を地方農政局等に提出するものとする。ただし、都道府県のみどりの食料システム法の担当課が、農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課みどりの食料システム戦略グループに環境負荷低減の実施状況を報告する場合は、環境負荷低減の取組に係るチェックシートの提出を省略することができるものとする。

第3 書類等の保存

都道府県は、本事業に係る書類を、本事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

別添 1（Ⅰの第 2 の 2 関係）

飼料作物作付地

飼料作物作付地は、（１）の①から⑤のいずれかに該当する農地又は採草放牧地であり、（２）に定める公的書類等により面積が確認できる土地とする。

（１）農地又は採草放牧地

- ① 酪農・肉用牛経営者等が所有する農地又は採草放牧地。
- ② 酪農・肉用牛経営者等に利用権（農業上の利用を目的とする賃借権若しくは使用貸借による権利又は農業経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利をいう。）が設定された農地又は採草放牧地（採草放牧地として占用許可を受けた河川敷地を含む。）であり、次のいずれかの条件を満たすものをいう。
 - （ア）農地法第 3 条に基づく農業委員会等の許可を受けた借入れ農用地
 - （イ）農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）によって利用権が設定された借入れ農用地
 - （ウ）河川敷等の公共地でその管理者から使用許可を得ている土地及び面積が明らかな借入地。また、許可を得ている者が市町村、農協、利用組合等の場合は、これらと酪農・肉用牛経営者等との間で、それぞれが利用する土地及び面積について、再契約が行われており、かつ、再契約の内容について、公的機関等（市町村等）が証明していること
- ③ その他、酪農・肉用牛経営者等が交わした賃借契約書に目的、受託面積、賃借当事者が明記されており、飼料作物の作付地として公的機関等の証明のあるもの。
- ④ 酪農・肉用牛経営者等が委託を受けて農作業を行うことを約した契約のある農地又は採草放牧地であり、次に掲げる事項の全てを約した契約をしているもの。
 - （ア）受託者が基幹的な作業の全てを受託し、受託者自ら作業を行うこと
 - （イ）受託者が、その生産した飼料作物（所有権を委託者が有していると判断できるものをいう。）を委託者から買い取り、又は委託者から販売を受託して第三者に対し販売すること
 - （ウ）委託者が、受託者への販売による収入又は受託者に販売を委託して得た収入の一部を農作業及び販売の受託の対価とすること。ただし、受託の対価については、現物と相殺できるものとする
- ⑤ 耕種農家等が飼料作物の作付けを行うことを酪農・肉用牛経営者等と約した契約の対象である農地又は採草放牧地。

(2) 公的書類等

- ① 当該農地の取得または借入に係る農用地利用集積計画書（農業経営基盤強化促進法第 19 条の規定により公告されたもの）
- ② 農地法第 3 条の許可書
- ③ 土地登記簿
- ④ 土地課税台帳
- ⑤ 農業委員会で整理している農地基本台帳、賃貸借契約等登録台帳等の公的機関の書類
- ⑥ 実測等（土地の一部が分筆されないまま飼料作物作付地として利用されている等の理由により、①から⑤までの書類で確認が出来ない場合）

別添 2（Ⅰの第 3 の 2 の（1）関係）

「良質な飼料生産」の取組実施方法

1 飼料生産計画の作成

地域協議会は、以下の要件を満たす 5 か年の飼料生産計画（別添 7）を作成すること。

（1）基礎取組

飼料生産計画に参加する全ての酪農・肉用牛経営者等の作付地を対象として実施すること。

ア 良質な飼料の収量を向上させるため、土壌分析や堆肥分析に基づく、効果的な施肥及び土壌改良

イ 栄養価や品質の良いサイレージ等を生産するため、飼料の成分分析に基づく、適切な飼料調製

（2）選択取組

ア 飼料生産計画に参加する全ての酪農・肉用牛経営者等が、表 1 の取組から 2 つ以上の取組を選択して実施すること。

イ 取組面積及び計画ポイント

表 1 に定める各取組の取組ポイントに取組面積の割合（％）（飼料生産計画の飼料作付面積に対する取組を実施した面積の割合）を乗じたものの合計を計画ポイントとし、各年の計画のポイント表 2 の基準ポイント以上かつ 5 か年で 100 ポイント以上となること。

表 1 選択取組

	取組	取組内容	取組ポイント ※ 1
1	栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	② 牧草を栽培していた土地で、優良な品種の牧草※ ² に変更	1
		③ 牧草等を栽培していた土地で、新たに青刈りとうもろこし※ ² を栽培・収穫	10
		③ イネ科牧草等を栽培していた土地で、新たにマメ科牧草※ ² を栽培・収穫	10
2	早晩品種の組み合わせ栽培やマルチ栽培の導入	収穫適期を分散させるため、早生・中生・晩生品種等※ ² を組み合わせた栽培の導入又は、地温維持による生育	1

		促進のため、青刈りとうもろこし等※ ² のマルチ栽培の導入	
3	マメ科等の混播・追播の導入	イネ科牧草を主体に栽培していた土地で、マメ科牧草の混播・追播※ ³	5
4	二毛作又は二期作の導入	① 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしと他の飼料作物を栽培・収穫	4
		② 1年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしを2回栽培・収穫	6
5	良質な二番草・三番草の生産	一番草又は二番草の収穫前後に適切な施肥等を実施した上で、適切なタイミングで二番草又は三番草の収穫※ ³	1
6	適切な草地更新による地力の改善	植生分析や土壌分析に基づく計画的な草地更新※ ³	3
7	集約放牧による牧草生産性向上	栄養価の高い短い草丈の牧草を効率的に利用するため、複数の牧区を短期間で転牧させる放牧管理※ ³	3

※1 取組面積割合1%当たりのポイント

※2 都道府県がその地域に適した優良な品種として奨励・認定等をしている品種

※3 都道府県が示すマニュアル等に従い実施

表2 基準ポイント

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
15	35	55	75	100

2 取組の実施

- (1) 飼料生産計画に参加する酪農・肉用牛経営者は、飼料生産計画に従い取組を実施し、実施内容を記録して保管すること。
- (2) 地域協議会は、(1)の記録内容を確認し、取組結果報告書(別添14)を作成すること。

別添 3（Ⅰの第 3 の 2 の（2）関係）

「飼料の有機栽培」の取組実施方法

1 有機栽培計画の作成

地域協議会は、以下の有機栽培の要件を満たす有機栽培計画（別添 10）を作成すること。

（1）有機栽培の要件

ア 飼料の生産過程及びほ場管理において、有機農産物の日本農林規格（平成 12 年 1 月 20 日農林水産省告示第 59 号。以下「有機農産物規格」という。）の別表 1 の肥料及び土壌改良資材以外の肥料及び土壌改良材並びに別表 2 の農薬以外の農薬を使用していないこと。

ただし、化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合は、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後にほ場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（「有機農産物の日本農林規格」別表 1 又は別表 2 に掲げるものを除く）が使用されていないものを使用することは可能とする。

イ 周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材（以下「使用禁止剤」という。）が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。

ウ 多年生の飼料作物にあっては、その最初の収穫前 3 年以上（転換期間）、使用禁止資材を使用していないほ場又は転換期間中のほ場であること。

多年生以外の飼料作物にあっては、播種又は植付け前 2 年以上の間（転換期間）、使用禁止資材を使用していないほ場又は転換期間中のほ場であること。

エ 有害動植物の防除を適切に実施していること。

オ 組換え DNA 技術を利用しないこと。

カ 放射線照射を行わないこと。

2 取組の実施

（1）有機栽培計画に参加する酪農・肉用牛経営者等は、飼料生産計画に従い取組を実施し、取組実施内容を記録して保管すること。

（2）地域協議会は、（1）の記録内容を確認し、取組結果報告書（別添 14）を作成すること。

**飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業
参加に係る確認書**

1 事業参加に係る確認事項	チェック
(1) 計画参加者は、地域協議会等の飼料生産計画及び有機栽培計画に基づき取組を実施すること。 (2) 計画参加者は、取組内容に変更が生じた場合は、速やかに地域協議会等に申し出ること。 (3) 計画参加者は、参加要件及び取組実施に係る証拠書類又は証拠物を5年間保管するとともに、地域協議会等の求めに応じて提供すること。 (4) 計画参加者は、4月1日時点（新規就農等で4月1日時点で牛を飼養していない場合は、10月1日時点）で飼養している牛について、（独）家畜改良センターに届けていること。 (5) 計画参加者は、地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）及び推進事業実施主体による実施状況確認の対象となった場合は協力すること。	□
(6) 酪農・肉用牛経営者等は、以下の要件を満たしていること。 （該当項目にチェック）	
ア <u>酪農経営者</u> については、自らが生産した生乳を、事業実施年度に年間を通して出荷実績があること（新規就農等で事業年度の4月1日時点で生乳を出荷していない場合は、10月1日以降、生乳の出荷実績があること）。	□
イ <u>肉用牛経営者</u> については、原則として事業実施年度において、継続的に牛を飼養し、事業実施年度内に牛の出荷・販売実績があること。	□
ウ <u>酪農経営者又は肉用牛経営者で組織された飼料生産組織</u> は、上記のア又はイを満たす酪農経営者又は肉用牛経営者が直接の構成員となっており、	□
① <u>法人</u> については、農地所有適格法人であること。	□
② <u>集団</u> については、運営や会計処理等に関する規約を有するとともに、飼料生産作業を共同化し、経理を一元化していること。	□
(7) 配合飼料価格安定制度について、以下の要件を満たしていること。 （該当項目にチェック）	
①「配合飼料価格安定基金」の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約の締結を継続していること。	□
②事業実施年度の前年度に契約を締結していない又は自給飼料への転換等により配合飼料の利用を完全に中止していること。	□

2 個人情報の取扱いに関する同意事項

1. 個人情報の利用

飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業（以下「本事業」という。）の申請手続きのために利用します。

2. 個人情報の第三者提供

- (1) 地域協議会等は、酪農・肉用牛経営者等から提出された個人情報を、本事業の申請手続きのために、農林水産省及び地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）に提出します。
- (2) 農林水産省本省及び地方農政局等は、地域協議会等から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。
- (3) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体に、必要最小限の参加申込内容を提供します。
- (4) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加者の牛の飼養頭数を確認する目的で、独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベース情報^(※)を利用するため、地域協議会等から提供された農家マスタ情報（管理者等コード番号、氏名、住所）を独立行政法人家畜改良センターに提出します。

{

（※）牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条に
規定された牛個体識別台帳に記録された事項及びその関連する記録事項

}
- (5) 農林水産省及び地方農政局等は、事業参加申込者の配合飼料価格安定制度への加入状況を照会するため、申請者情報を関係機関に提供します。
- (6) 農林水産省本省及び地方農政局等は、本事業の取組実施状況の確認等を実施するため、計画参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、取組状況の確認を実施する推進事業実施主体に提供します。

私は、1の事項について確認し、2の事項について同意します。

年 月 日
(本人署名)

3 環境負荷低減の取組に係るチェックシート

令和 年

法人名/屋号：	代表者氏名：
---------	--------

	計画時 (します)	
		(1) 適正な施肥
①	☐	肥料の適正な保管
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める
		(2) 適正な防除
③	☐	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討
④	☐	農薬の適正な使用・保管
⑤	☐	農薬の使用状況等の記録・保存
		(3) エネルギーの節減
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める
		(4) 悪臭及び害虫の発生防止
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
⑧	☐	家畜排せつ物の管理基準の遵守
		(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
		(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	☐	特定事業場である場合(該当しない ☐)※1 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守
		(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	☐	関係法令の遵守 ※2
⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養管理の考え方を認識している
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める
⑰	☐	和牛生産を行っている場合(該当しない ☐)※1 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律の遵守

※1 該当しない場合は、「該当しない」にチェックを記入

※2 遵守すべき法令は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）とする。

計画参加者情報

年度	
地域協議会名	
代表者名	
所在地	
参加者数	
総作付面積（ha）	

						牛個体識別管理者情報（注3）			参加要件（注4）			取組内容 （注5）	みどり 認定 （注6）
参加者 番号	法人名/屋号	代表者氏名	経営区分 （注1）	経営 分離 （注1）	構成 員数 （注2）	管理者番号	管理者氏名	所在地	生乳/牛の 出荷	環境負荷 軽減	配合飼料 価格安定 制度		
（例）	〇〇牧場	〇〇 〇〇	酪農経営	○		1234567890	□□ □□	〇県〇町〇番地	○	○	○		
1													
2													
3													
4													
5													

- 注1
- 経営区分には、酪農経営又は肉用牛経営のいずれかを記載
酪農経営及び肉用牛経営の両方を行っているが、経営を分離して参加する場合は、区分の右に○を記載
- 注2
- 酪農・肉用牛経営者で組織された飼料生産組織として参加する場合、構成員である酪農・肉用牛経営者の数を記載
- 注3
- 牛個体識別情報に登録した情報を記載
- 注4
- Ⅰの第2の（1）、（2）、（5）及び（6）に定める要件を満たしている場合は、○を記載
- 注5
- 良質な飼料生産を実施する場合は、選択した取組名を記載
飼料の有機栽培を実施する場合は、「有機」と記載
- 注6
- 飼料の有機栽培について、環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に規定する環境負荷低減事業活動計画又は
特定環境負荷低減事業活動実施計画 の認定（みどり認定）を取得している場合は、○を記載

計画参加者情報（酪農経営者又は肉用牛経営者で構成された飼料生産組織の構成員）

地域協議会名	
参加者番号	
飼料生産組織名	

					牛個体識別管理者情報（注2）			参加要件（注3）			取組内容 （注4）	みどり 認定 （注5）
構成員 番号	構成員 （法人名/屋号）	代表者氏名	経営区分 （注1）	経営 分離 （注1）	管理者番号	管理者氏名	所在地	生乳/牛の 出荷	環境負荷 軽減	配合飼料 価格安定 制度		
1												
2												
3												
4												
5												

- 注1
- 経営区分には、酪農経営又は肉用牛経営のいずれかを記載
酪農経営及び肉用牛経営の両方を行っているが、経営を分離して参加する場合は、区分の右に○を記載
- 注2
- 牛個体識別情報に登録した情報を記載
- 注3
- 要件を満たしている場合は○を記載
- 注4
- 良質な飼料生産を実施する場合は、選択した取組名を記載
飼料の有機栽培を実施する場合は、「有機」と記載
- 注5
- 飼料の有機栽培について、環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）に規定する環境負荷低減事業活動計画又は
特定環境負荷低減事業活動実施計画 の認定（みどり認定）を取得している場合は、○を記載

別添6（Ⅰの第5の2関係）

年 月 日

都道府県〇〇部〇〇課長 殿

（地域協議会名・代表者名）

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業
飼料生産計画の確認（依頼）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農
林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅠの第5の2の（1）の規定に基づき、飼料
生産計画の内容について確認を依頼します。

記

1. 計画参加者情報
2. 飼料生産計画

飼料生産計画（5 か年）

計画期間		年度 ～ 年度	
地域協議会名			
代表者名			
所在地			
参加農家戸数			
総作付面積（ha）		ア	

基礎取組（注 1）						
-----------	--	--	--	--	--	--

選択取組			イ	ウ	エ (ウ/ア×100)	イ×エ	具体的な取組方法 (注 2)
			取組 ポイント	取組面積 (ha)	取組面積の 割合（％）	計画 ポイント	
1	栄養収量の高い飼料作物種や草種への変更	a 牧草を栽培していた土地で、優良な品種の牧草に変更	1				
		b 牧草等を栽培していた土地で、新たに青刈りとうもろこしを栽培・収穫	10				
		c イネ科牧草等を栽培していた土地で、新たにマメ科牧草を栽培・収穫	10				
2	早晩品種の組合せやマルチ栽培の導入		1				
3	マメ科等の混播・追播の導入		5				
4	二毛作又は二期作の導入	a 1 年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしと他の飼料作物を栽培・収穫	4				
		b 1 年の間に同じ土地で青刈りとうもろこしを 2 回栽培・収穫	6				
5	良質な二番草・三番草の生産		1				
6	適切な草地更新による地力の改善		3				
7	集約放牧による牧草生産性向上		3				

注 1 以下の基礎取組について、具体的な取組方法等を記載
・良質な飼料の収量を向上させるため、土壌分析や堆肥分析に基づく、効果的な施肥及び土壌改良
・栄養価や品質の良いサイレージ等を生産するため、飼料の成分分析に基づく、適切な飼料調製

注 2 飼料作物の品種名、利用する都道府県のマニュアル名、その他具体的な取組方法等を記載

別添7-② (Iの第5の3関係)

飼料生産計画（年別）

計画期間	年度 ～ 年度
地域協議会名	
代表者名	
所在地	
参加農家戸数	
総作付面積 (ha)	

取組			取組面積割合（％）					計画ポイント				
			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1	栄養収量の高い 草種への変更	①高栄養・高収量の牧草										
		②牧草から青刈りとうもろこし										
		③イネ科牧草からマメ科牧草										
2	早晩品種の組み合わせ栽培・マルチ栽培の導入											
3	マメ科等の混播・追播の導入											
4	二毛作又は二期作 の導入	①飼料作物の一期作から青刈りとうもろこしとの二毛作										
		②青刈りとうもろこしの一期作から二期作										
5	良質な二番草・三番草の活用											
6	適切な草地更新による地力の改善											
7	集約放牧による牧草生産性向上											
計												

別添 8（Ⅰの第 5 の 2 関係）

年 月 日

（地域協議会等名・代表者名） 殿

都道府県〇〇部〇〇課長

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業
飼料生産計画の確認（結果）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農
林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙 9 のⅠの第 5 の 2 の（2）の規定に基づき、飼料
生産計画の確認結果を通知します。

記

1. 確認結果

〇〇〇〇

別添 9－①（Ⅰの第 5 の 3 関係）

年 月 日

（
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
） 殿

（地域協議会名・代表者氏名）

〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業
参加申請書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の第 5 の 3 の（1）に基づき、個人情報の取扱いに関する同意書及び下記関係書類を添えて参加申請します。

記

- 1. 地域協議会等規約
- 2. 計画参加者情報
- 3. 飼料生産計画、有機栽培計画
- 4. 飼料作物作付地情報
- 5. 環境負荷低減の取組に係るチェックシート
- 6. 都道府県からの飼料生産計画の確認結果通知

個人情報取扱いに関する同意書 (地域協議会用)

1. 個人情報の利用

農林水産省本省及び地方農政局等（北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局をいう。以下同じ。）は、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業の交付金を交付するために、事業参加申込者から提供された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）」その他関係法令に基づき適正に管理し、本事業に係る交付金の交付事務のために利用します。

2. 個人情報の第三者提供

- (1) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加申込内容を確認するため、事業参加者の関係する地方自治体に、必要最小限の参加申込内容を提供します。
- (2) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加申込者の牛の飼養頭数を確認する目的で、独立行政法人家畜改良センターが管理する牛個体識別全国データベース情報^(※)を利用するため、事業参加申込者から提供された農家マスタ情報（管理者等コード番号、氏名、住所）を独立行政法人家畜改良センターに提出します。

（※）牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条に規定された牛個体識別台帳に記録された事項及びその関連する記録事項
- (3) 農林水産省本省及び地方農政局等は、事業参加申込者の配合飼料価格安定制度への加入状況を照会するため、申請者情報を関係機関に提供します。
- (4) 農林水産省本省及び地方農政局等は、本事業の取組実施状況の確認等を実施するため、計画参加者から提供された参加申込内容及び交付申請内容を、取組状況の確認を実施する推進事業実施主体に提供します。

私は、1の事項について確認し、2の事項について同意します。

年 月 日
地域協議会代表者（本人署名）

有機栽培計画

計画期間	年度 ～ 年度
実施年度	年度（○年目）
地域協議会名	
代表者名	
所在地	
参加農家戸数	

1. 取組面積

（1）牧草

	飼料作物の種類	飼料作物の草種（品種）	作付面積（ha）
1			
2			
3			
4			
...			

（2）青刈りとうもろこし等

	飼料作物の種類	飼料作物の草種（品種）	作付面積（ha）
1			
2			
3			
4			
...			

2. 取組・確認内容

	要件	取組及び確認方法（注1）
1	飼料の生産過程及びほ場管理において、「有機農産物の日本農林規格」の別表1の肥料及び土壌改良資材以外の肥料及び土壌改良材並びに別表2の農薬以外の農薬を使用しない。	
	化学肥料・化学合成農薬を使用することなく生産された種子、苗等の入手が困難な場合に該当するため、種子繁殖する品種にあっては種子、栄養繁殖する品種にあっては入手可能な最も若齢な苗等であって、播種又は植付け後には場で持続的効果を示す化学的に合成された肥料及び農薬（「有機農産物の日本農林規格」別表1又は別表2に掲げるものを除く）が使用されていないものを使用する。	
2	周辺から有機農産物規格で定められた使用禁止資材（以下「使用禁止剤」という。）が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じる。	
3	作付面積について、多年生の飼料作物にあっては、その最初の収穫前3年以上（転換期間）、使用禁止資材を使用していないほ場又は転換期間中のほ場である。	
4	有害動植物の防除を適切に実施する。	
5	組換えDNA技術を利用しない	
6	放射線照射を行わない。	

注1 計画参加者の取組内容や、地域協議会等による取組の確認方法について、具体的に記載

別添11（Ⅰの第5の3関係）

飼料作物作付地情報

計画参加者番号	
計画期間	年度 ～ 年度
実施年度	年度（○年目）
地域協議会名	
計画参加者名（法人名/屋号）	
代表者名	
作付面積（ha）	

	作付地（字・小字、番地）	飼料作物の種類・草種 （1作目）	飼料作物の種類・草種 （2作目）	作付面積 1作目 （アール）	作付面積 2作目 （アール）	飼料作物作付 地の種類	確認書類等の 名称	備考	取組内容 （注1）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
...									
			計						

注1 良質な飼料生産を実施する場合は、選択取組名を記載
飼料の有機栽培を実施する場合は、「有機」と記載

環境負荷低減の取組に係るチェックシート

（事業者用）

記載方法：実施している（実施を予定している）場合にはチェックを記入

	計画時	（１）エネルギーの節減	報告時
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビス・クールビス、排ガス対策機械の利用等）	☐
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	計画時	（２）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
④	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑤	☐	資源の再利用の検討	☐

	計画時	（３）環境関係法令の遵守等	報告時
⑥	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑦	☐	関係法令の遵守	☐
⑧	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐

遵守すべき法令は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）とする。

＜報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて＞

・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

年 月 日

（
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
） 殿

（地域協議会名・代表者氏名）

〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業
変更申請書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇
〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の第5の4の（1）に基づき、個人情報の
取扱いに関する同意書及び下記関係書類を添えて変更申請します。

記

- 1. 地域協議会等規約
- 2. 計画参加者情報
- 3. 飼料生産計画、有機栽培計画
- 4. 飼料作物作付地情報
- 6. 環境負荷低減の取組に係るチェックシート
- 7. 都道府県からの飼料生産計画の確認結果通知

注：変更のあった書類のみ記載、添付すること。

別添14（Ⅰの第5の5関係）

取組結果報告書

計画期間	年度 ～ 年度
実施年度	年度（○年目）
地域協議会名	
代表者名	
所在地	
参加農家戸数	
総作付面積（ha）	

（１）良質な飼料生産

	取組	5年目標		○年目実績		累計実績	
		取組面積 の割合	計画 ポイント	取組面積 の割合	実施 ポイント	取組面積 の割合	実施 ポイント
1	栄養収量の高い草種への変更						
2	早晩品種の組み合わせ栽培・マルチ栽培の導入						
3	マメ科等の混播・追播の導入						
4	二毛作又は二期作の導入						
5	良質な二番草・三番草の活用						
6	適切な草地更新による地力の改善						
7	集約放牧による牧草生産性向上						
	合計						

（３）基礎取組

計画通り実施 ☐

（２）飼料の有機栽培

	飼料作物	取組面積（ha）
1	牧草	
2	青刈りとうもろこし	
3	子実とうもろこし	
4	ソルゴー（グラスタイプを除く）	

年 月 日

（
〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長
） 殿

（地域協議会名・代表者氏名）

〇〇年度 飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援事業
交付申請書

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の第5の5の（1）に基づき、下記関係書類を添えて交付申請します。

記

- 1. 取組結果報告書
- 2. 環境負荷低減の取組に係るチェックシート
- 3. 交付金交付先情報

別添15-② (I の第5の5関係)

交 付 金 交 付 先 情 報

事業参加申込者氏名		住所		
フリガナ		(〒)	都道府県	市区町村
氏名又は法人、組織名				
フリガナ				
代表者氏名 (法人、組		電話	()	FAX ()
		E-mail	@	

金 融 機 関 名 (ゆうちょ銀行は除く。)										支店名				種 目									
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 信連 農林中金														☐ 当座 ☐ 別段 ☐ 普通 ☐ 通知 ☐ 組合勘定									
口座番号 (7桁に満たない場合は、右詰めで記入)														融機関コー 支店コード									
口座名義		フリガナ																					
		漢字																					
《ゆうちょ銀行の方はこちらに記入してください。》																							
口座番号		記号								CD/再発行							番号(右詰めで記入)						
口座名義		フリガナ																					
		漢字																					

※ 口座情報の記載を間違えると、入金できませんので注意してください。

上記の交付金振込口座の情報（口座番号、名義など）が分かる通帳のページやキャッシュカード等のコピーを添付してください。

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長 殿

団 体 名
代表者の氏名

令和○年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）
特認団体の承認申請

持続的生産強化対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○○号・○畜産第○○号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅡの第1の1の（6）に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業期間（令和 年 月～令和 年 月）

6 構成員

名称	所在地	代表者氏名	備考

- 7 設立目的
- 8 事業実施計画の内容
- 9 特記すべき事項

10 添付書類

- （1）定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程並びに総会等で承認されている直近の事
- （2）新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会）
- （3）その他参考資料

別添17-①（Ⅱの第2の1関係）

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）
実施計画（提出）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅡの第2の1の規定に基づき、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業実施計画の承認を申請します。

別添17-②（Ⅱの第2の1関係）

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）
実施計画

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注1）他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。
- 2）備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3）仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

委託先の主な取組内容と配分予定額

[illegible]

別添18－①（Ⅱの第3の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省畜産局長

（事業実施主体名・代表者氏名）

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）
実施状況（報告）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅢの第3の1の規定に基づき、事業の実施状況を報告します。

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）
実施状況

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注1）他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。
- 2）備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3）仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

委託先の主な取組内容と実績額

[illegible]

別添19（Ⅱの第3の1関係）

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（全国推進事業）

事業評価票

事業実施主体名		
事業の実施期間	年 月 ～ 年 月	
事業計画及び実施状況		
ア) 事業内容の周知	設定 目標	
	実施 状況	
	達成 状況	
イ) 取組状況の確認・指導	設定 目標	
	実施 状況	
	達成 状況	
備考（補足）		

番 号
年 月 日

〔 〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長 〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（地域推進事業）
実施計画（提出）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅢの第2の1の規定に基づき、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業実施計画の承認を申請します。

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業
（地域推進事業）実施計画

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注1) 他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。
- 2) 備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3) 仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

委託先の主な取組内容と配分予定額

[illegible]

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

〇〇県（都道府）協議会長

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業(地域推進事業)
実施状況（報告）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅡの第2の3の規定に基づき、事業の実施状況を報告します。

別添21－①（Ⅱの第3の2関係）

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業
（地域推進事業）実施状況

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注1）他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。
- 2）備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3）仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

委託先の主な取組内容と実績額

[illegible]

別添22-①（Ⅳの第2の1関係）

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（都道府県推進事業）
実施計画（提出）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅣの第2の1の規定に基づき、飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業実施計画の承認を申請します。

別添22－②（Ⅳの第 2 の 1 関係）

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業（都道府県推進事業）
実施計画

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注 1）他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。
- 2）備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3）仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

委託先の主な取組内容と配分予定額

[illegible]

別添23（Ⅰの第5の2及び4、Ⅱの第2の1及び第3の1関係）

環境負荷低減の取組に係るチェックシート

（都道府県用）

記載方法：実施している（実施を予定している）場合にはチェックを記入

	計画時	（１）エネルギーの節減	報告時
①	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
②	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビス・クールビス、排ガス対策機械の利用等）	☐
③	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	計画時	（２）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時
④	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑤	☐	資源の再利用の検討	☐

	計画時	（３）環境関係法令の遵守等	報告時
⑥	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑦	☐	正しい知識に基づく作業安全につとめる	☐

番 号
年 月 日

〔〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕 殿

都道府県知事

令和〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業(地域推進事業)
実施状況（報告）

持続的生産強化対策事業実施要領（令和〇年〇月〇日付け〇農産第〇〇号・〇畜産第〇〇号農林水産省農産局長・畜産局長連名通知）の別紙9のⅡの第2の3の規定に基づき、事業の実施状況を報告します。

別添24－②（Ⅳの第2の2関係）

令和〇〇年度飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援推進事業
（地域推進事業）実施状況

事業実施主体：

区分	主な取組内容	実施時期	事業費 (円)	負担区分		備考
				国庫補助金 (円)	その他 (円)	
計						

- 注1）他の機関に対して委託を行う場合は、備考欄に委託と記入し、委託先等の明細を記載すること。
- 2）備考欄には、負担区分欄に掲げる経費の根拠（経費の内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。なお、実施内容及び備考欄は別葉とすることができる。
- 3）仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円　うち国庫補助金〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ備考欄に記入すること。

委託先の主な取組内容と実績額

[illegible]